

## ○筑波大学クラスに関する規程

〔平成18年2月23日〕  
法人規程第7号

改正 平成23年法人規程第53号

平成26年法人規程第27号

令和 2年法人規程第69号

### 筑波大学クラスに関する規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第56条第5項の規定に基づき、クラスに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (クラスの機能)

第2条 クラスの機能を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 学生の円滑な修学及び学生生活の支援に資すること。
- (2) 大学教員と学生間及び学生相互間の人間的交流を図ること。
- (3) 教育活動、学生生活等に関する事項を学生に伝達し、周知を図ること。
- (4) 学生に対する指導助言に資すること。
- (5) 教育活動、学生生活等に学生の意向を反映させるための場とすること。

#### (クラスの編制)

第3条 クラスは、学類、体育専門学群、芸術専門学群又は総合学域群（以下「学類等」という。）ごとに、各学類等の方針に基づき、当該学類等の長が編制する。

#### (クラス担任教員)

第4条 クラスにクラス担任教員を置く。

- 2 学類、体育専門学群及び芸術専門学群のクラスに置かれるクラス担任教員は、それぞれ当該学類、体育専門学群又は芸術専門学群の大学教員のうちから学類教育会議又は専門学群教育会議の意見を聴いて、学類長、体育専門学群長又は芸術専門学群長が指名する。
- 3 総合学域群のクラスに置かれるクラス担任教員は、学類又は芸術専門学群の大学教員のうちから、学類長又は芸術専門学群長の推薦に基づき総合学域群長が指名する。
- 4 前項及び第1項に定めるもののほか、総合学域群のクラスに置かれるクラス担任教員に関し必要な事項は、別に定める。

#### (クラス担任教員の役割)

第5条 クラス担任教員は、学類等の教育方針に則り、学生の修学その他学生生活全般に対する指導助言を行う。

2 クラス担任教員は、学生の指導に関し必要と認めた場合には、学群長、学類長、総合学域群長、学生担当教員、カウンセラー等と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第6条 この法人規程に定めるもののほか、クラスに関し必要な事項は、学類等ごとに、当該学類等の長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この法人規程は、平成18年2月23日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規程の施行の際現に存するクラスについては、第3条の規定により編制されたものとみなし、当該クラスのクラス担任教員については、第4条の規定により指名されたものとみなす。この場合において、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)附則第4条の規定に基づき旧国立学校設置法(国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)をいう。)の定めにより設置されていた筑波大学が定めた筑波大学学則の一部を改正する学則(平成14年学則第3号)附則第2項の規定により存続する医学専門学群に係るクラスについては、第3条の規定中「、学類、体育専門学群」とあるのは「、学類、医学専門学群、体育専門学群」と、「、学類長、体育専門学群長」とあるのは「、学類長、医学専門学群長、体育専門学群長」とする。

附 則(平23.9.29法人規程53号)

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平26.3.27法人規程27号)

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令2.10.22法人規程69号)

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。